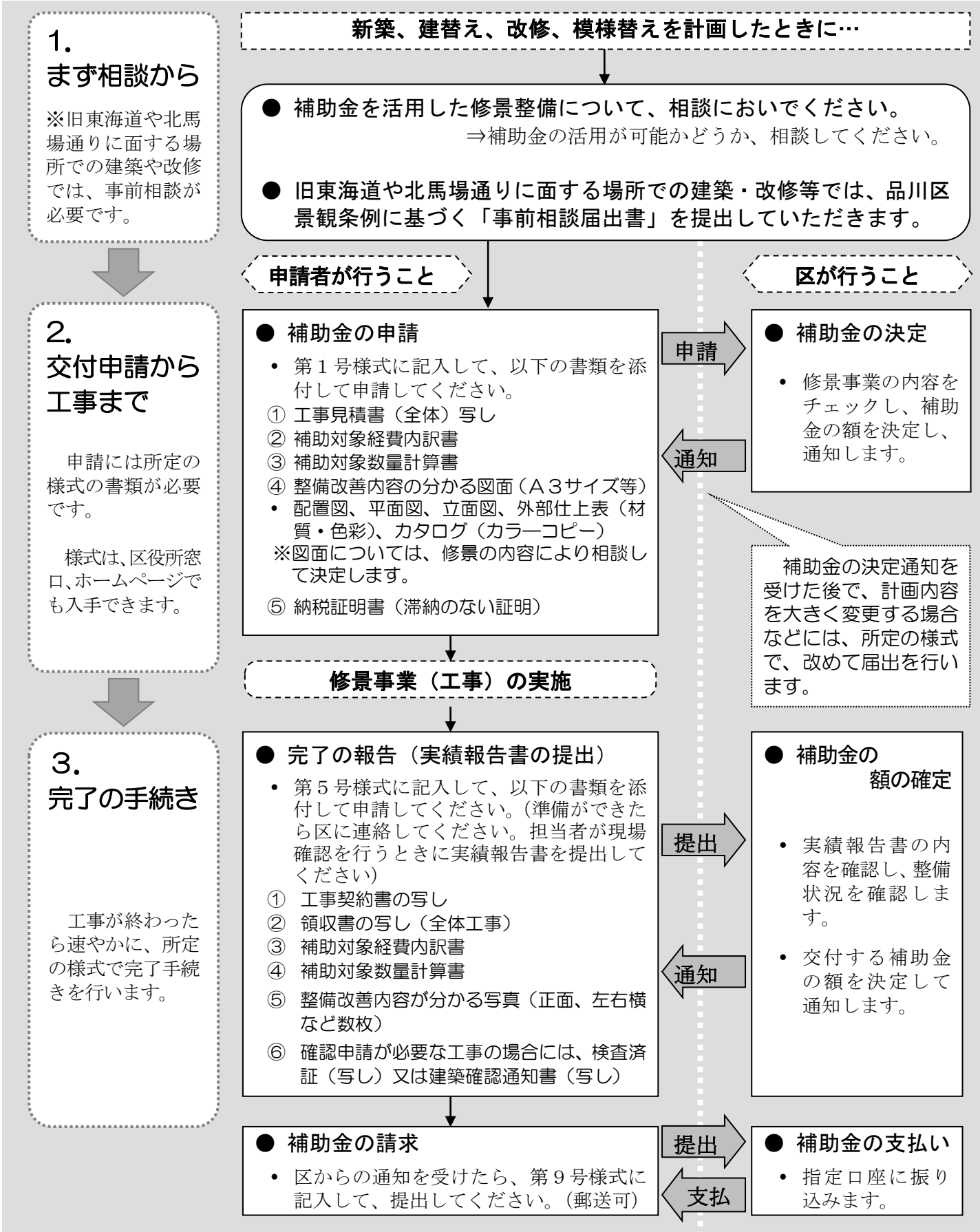


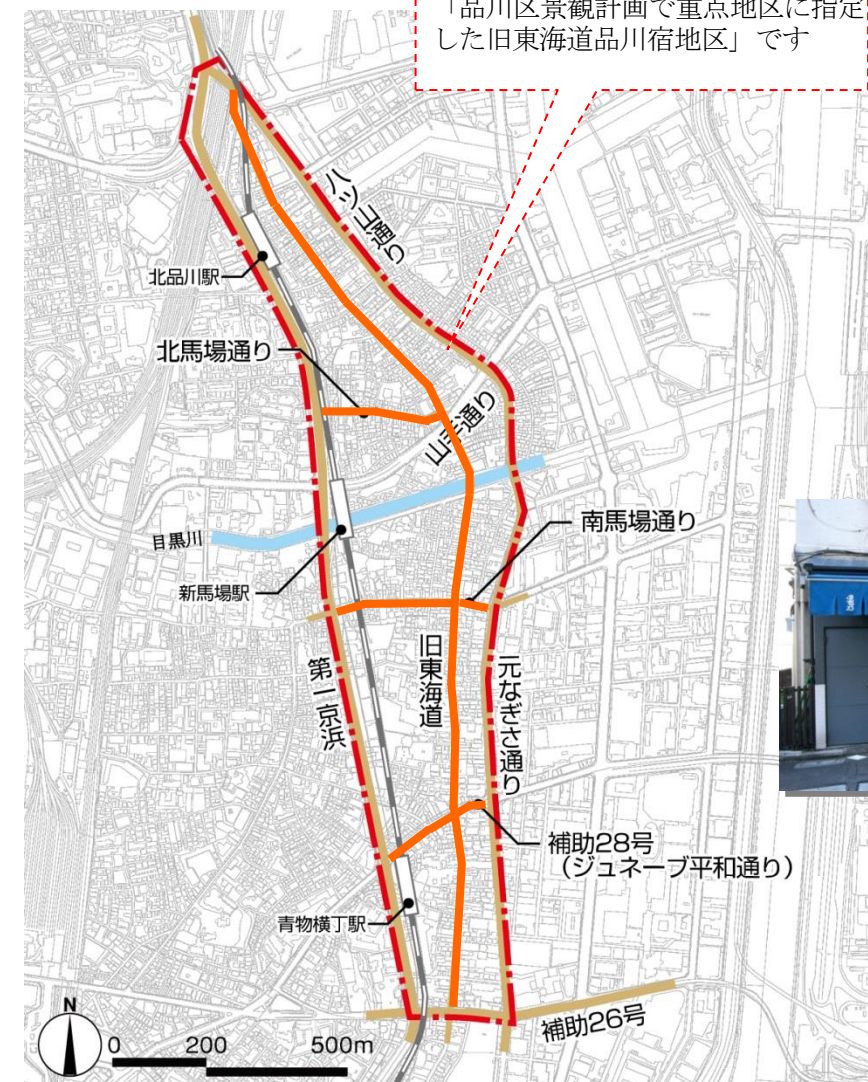


旧東海道にふさわしい街なみづくりを補助します

- 品川区景観計画では、旧東海道品川宿地区を「重点地区」に指定しました。この重点地区は、地域の個性や特徴を活かして、特に良好な景観形成を目指して、景観まちづくりに取り組む地区です。
- 景観まちづくりをさらに推進していくために、国の「街なみ環境整備事業」という補助制度を導入して、区も「旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱」を定めました。
- これは、旧東海道にふさわしい街なみづくりに貢献する建物の修景に対して、修景費用の一部を補助する制度です。この制度を活用して、良好な街並みづくりを推進していきましょう。

対象エリアは…

「品川区景観計画で重点地区に指定した旧東海道品川宿地区」です



 旧東海道品川宿地区
第一京浜、八ツ山通り、元なぎさ通り、
補助26号で囲まれている範囲

底をつくりたい!



通りに面して和風の入口にしたい!



看板やのれんを出したい!



その他にも、
補助の対象があります！

品川区役所の「都市計画課」に相談してください。

電話：03-5742-6534

問い合わせ先：品川区都市環境部 都市計画課（景観担当） 電話：03-5742-6534

補助金制度の概要を解説します！

1. どの建物が補助の対象となるのか？

⇒表紙の図面で示した区域の中で、旧東海道・北馬場通り・南馬場通り・ジュネーブ平和通りに面した建物の修景費用が対象になります。

※  で示した通りに面する建物。

2. どんな整備が対象になるのか？

⇒右の「補助対象と修景基準」に示すものです。

・旧東海道沿いには、他の事業で整備されたものが多数あるので参考にしてください。

3. 補助金を申請する手続きは？

⇒このパンフの裏面に手続きを示しています。

・どんな修景をしたいか、まずは、事前に相談してください。

4. いつ、補助金がもらえるのか？

⇒工事が完了して、《実績報告書》を提出してから、請求の手続きを行います。

・通常の手順では、工事費の支払いが終わってからとなります。

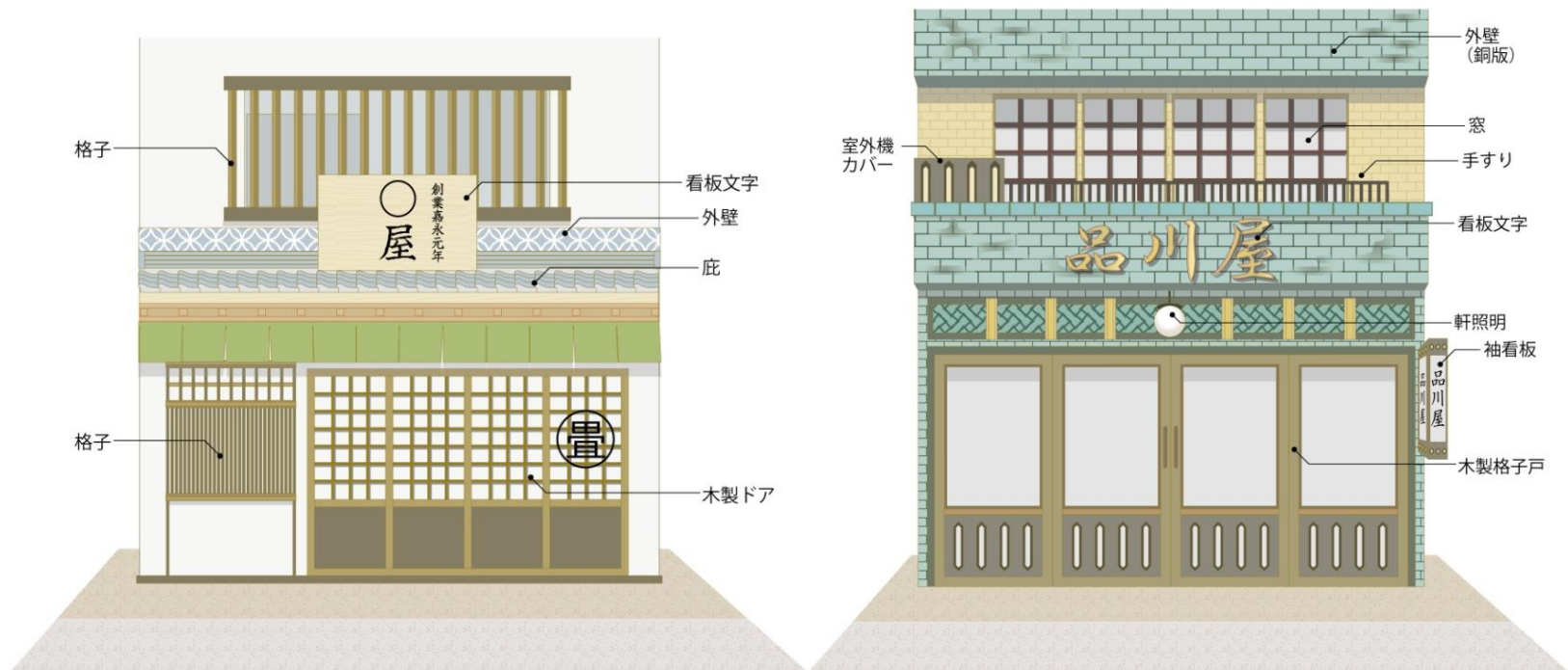
5. お店が変わったりして、補助金で整備した部分を壊すときには？

⇒原則として、補助金を受けて整備した部分は5年間は取り壊せません。

・5年間は適切なメンテナンスを行うことが必要です。



例えば、こんな修景をした建物が建ち並ぶ街並みをめざして、費用の一部を補助していきます



◆補助対象と修景基準

補助対象項目		補助金を受けるための修景基準	補助金の上限
【A】建築物の外観修景 建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費および設計費のうち、右に掲げる外観修景に係る経費	屋根	・切妻、入母屋等の和風傾斜屋根とし、黒、灰色又は茶色の日本瓦とする。	経費の2/3 かつ 200万円
	庇	・壁面からの出幅は0.5m程度とする。 ・庇の下端の高さは地盤面から2.5m以上とする。 ・庇の屋根は勾配をつけ、材質は、日本瓦またはそれに準じるものとする。 ・色彩は、黒、灰色または茶色系とする。	
	外壁	・漆喰、板壁、土壁等の自然素材や銅板等の歴史的な街並みを喚起する素材を活用したものまたはこれらをイメージする吹き付け材とし、色彩は自然素材の色を基調としたものとする。	
	開口部	・窓は引き違い窓、出入口は和風の引き戸とし、色彩は黒または茶系の色とする。 ・窓等には必要に応じて木製または木風の格子等を設ける。	
【B】外構等の修景 建築物の屋根に露出して道路か等から見える屋外階段、給排水設備、空調設備、垣、柵等に係る費用のうち、右に掲げる外観修景に係る経費	建築設備、屋外階段	・木格子や格子イメージの部材による目隠し等により、周辺建築物と調和し、目立たないようにする。	経費の2/3 かつ 100万円
	垣、柵、塀、門など	・品川宿らしさを演出する和風の意匠と素材によるものとする。 ・通りに面する駐車場を和風の意匠と素材の塀や門などにより目隠しをする。	
【C】屋外広告物の修景 看板や袖看板などの整備に要する費用のうち、右に掲げる外観修景に係る経費	看板	・木製看板や和風の看板とする。	経費の2/3 かつ 50万円
	袖看板	・木製看板や和風の看板とする。	
	のれん	・「品川区景観計画の運用指針(旧東海道品川宿地区)」に示す推奨色を用いた和風の意匠とする。 ・街並みに調和し、かつ、耐久性のある素材とする。 ・季節によって異なる色彩やデザインのものを用いるようにする。	
【D】その他の修景 のれん、行燈、ぼんぼりなど、品川宿らしい街並みを形成するための整備に要する費用のうち、右に掲げる外観修景に係る経費	行燈、ぼんぼり	・かつての宿場町の街並みイメージを喚起する和風の意匠とする。	

※複数の修景事業を行う場合の補助金の上限について

【A】の事業を行い、かつ他の事業を行う場合の補助金の上限は、経費合計の2/3 かつ 200万円

【B】の事業を行い、かつ他の事業を行う場合の補助金の上限は、経費合計の2/3 かつ 100万円

【C】と【D】の事業を行う場合の補助金の上限は、経費合計の2/3 かつ 50万円